



うのんの報

第5号 昭和39年8月1日発行

発行所
秋田県天王町役場
(天王局 1番42番)

編集
天王町役場総務課

印刷
一日市印刷所
電話 38

7月1日現在の天王町
本籍数 3,907
本籍人口 13,873
世帯数 2,631
住民登録人口 12,846
内 男 6,459
女 6,387

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
議 会
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

六月二十九日第八回町議会定例会が招集され、提出された議案および審議の結果は次のとおりです。

議案第四十六号 役場庁舎新築工事施行方法について
これは次の者の指名競争入札にしようとするもの(五社)
日本電建株式会社、大成建設株式会社、株式会社栗原組、大木建設株式会社、三幸建設工事株式会社、原案可決
議案第四十七号 消防車庫新築工事施行方法について
これは次のものの指名競争入札にしようとするもの(五名)
南秋土建、京谷組株式会社、船木忠治郎、沼田竹造、村山組、原案可決

議案第四十八号 へき地保育所設置条例について
これは、字穂丈谷地地先に「穂丈谷地へき地保育所」字上沖中谷地四二に一大崎へき地保育所を設置し、収容定員をそれぞれ三十人とし保母の定数もそれぞれ二人とするもの
原案可決

議案第四十九号 へき地保育所工事施行方法について
これは、穂丈谷地へき地保育所(新築)五三、二七五坪。大崎へき地保育所(増改築)二五坪の工事を施行するもの
原案可決
議案第五十号 へき地保育所建築工事施行方法について
これは、両へき地保育所の建築工事を随意契約により行うもの
原案可決
議案第五十一号 へき地保育所保育料徴収条例について
これの主な内容は、月額四百円でこれの毎月分をそれぞれ毎月末までに納付する。途中入所および途中退所の場合はその月分全額を徴収する。休暇又は休業が全月にわたる時はその月分を徴収しない。生活保護法の適用

八月のこよみ

6日	日	広島原爆記念日
7日	日	立秋
9日	日	長崎原爆記念日
15日	日	終戦記念日
23日	日	処暑
月異名	葉月(はづき)	
花暦	ゆり	
誕生石	紅瑪瑙(サードニックス)	

を受けている者の幼児の保育料は免除する。原案可決
議案第五十二号 天王町国民健康保険条例の一部改正について
これは、字句や形式の改正が主ですが納期前の納税報償金制度がなくなりました。原案可決
議案第五十三号 昭和三十九年度天王町一般会計補正予算
追加額三百九十一万一千円で才入才出の総額がそれぞれ一億二千八百三十九万三千円となりました。追加の主なもの民生費五十四万九千円(へき地保育所建築費等)教育費百八十二万五千元(中学校の進路指導室の建築費等)等です。原案可決
議案第五十四号 秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更について
これは消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正に伴う前記法律の施行令の一部改正する政令の公布により「救急業務協力者」に対する損害補償と非常勤消防団員退職報償金」制度の業務が新たに加ったことにより規約を改正しようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決が必要なもの。原案可決
議案第五十五号 天王中学校進路指導(補導)室建築工事施行方法について
これは十三、五坪の右室を建築するもの。原案可決
議案第五十六号 天王中学校進路指導(補導)室建築工事施行方法について

役場等の工事 契約成る

これは右工事を随意契約にするもの。原案可決
以上案件を審議可決して同日開会いたしました。

役場庁舎新築工事については七月八日入札を行い、大木建設株式会社が二千八百三十五万円で落札し契約しました。工事着工期日は七月二十日、工事竣工期限は十二月二十日です。
消防車庫新築工事については七月十四日入札を行い、南秋建設が二百二十五万三千円で落札し契約いたしました。工事着工期日は七月二十五日、工事竣工期限は九月二十五日です。
穂丈谷地へき地保育所新築工事については、七月三日船木忠治郎と百七十七万七千円で契約しました。工事着工期日は七月三十日、工事竣工期限は八月三十日です。
大崎へき地保育所については、七月三日大崎の佐々木忠吉と三十八万八千円で契約しました。工事着工期日は七月三十日、工事竣工期限は七月二十日です。
右のように工事契約が成立しましたので役場(議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会)は本月十三日より二田駅裏の専売公社の葉たばこ取扱所で事務を執っています。電話は一番四二番、一三五番です。
消防もこの為元役場の向にあつた東北電力敷宿の後に仮車庫を建て消防自動車及び運転手がおります。電話は一一九番です。

生活保護法の適用
受けている者の幼児の保育料は免除する。原案可決
議案第五十二号 天王町国民健康保険条例の一部改正について
これは、字句や形式の改正が主ですが納期前の納税報償金制度がなくなりました。原案可決
議案第五十三号 昭和三十九年度天王町一般会計補正予算
追加額三百九十一万一千円で才入才出の総額がそれぞれ一億二千八百三十九万三千円となりました。追加の主なもの民生費五十四万九千円(へき地保育所建築費等)教育費百八十二万五千元(中学校の進路指導室の建築費等)等です。原案可決
議案第五十四号 秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更について
これは消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正に伴う前記法律の施行令の一部改正する政令の公布により「救急業務協力者」に対する損害補償と非常勤消防団員退職報償金」制度の業務が新たに加ったことにより規約を改正しようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決が必要なもの。原案可決
議案第五十五号 天王中学校進路指導(補導)室建築工事施行方法について
これは十三、五坪の右室を建築するもの。原案可決
議案第五十六号 天王中学校進路指導(補導)室建築工事施行方法について

生活メモ

夏休みの子どもの指導について
夏休みは他の休暇に比べ、期間が長いことと暑い季節にあたるので学習にも健康にもあまりよい時期ではありません。

家庭では他の休暇とちがつていろいろの注意が必要になります。まず、健康の保持にじゅうぶんに注意して、子どもの年令やふだんの体力を考え、できるだけ身体をきたえることが大切なことです。そのためにも、規則的な生活をするように指導することです。

夏休みは自主的な学習活動をするのにはよい機会ではありますが、一歩誤ると悪い習慣がついたり不良化の種がまかれたりすることもありますので、休みのはじめごろ、中ごろ、終りごろと、それぞれの時期に応じた適切な指導を行なうように心がけてほしいものです。

学童の耳、鼻、目、歯など根気のいる治療は、この夏休み中にぜひ完治するようにしておきましょう。

夏休みも半ばすぎると、生活にも気のゆるみがでやすくなります。食中毒にみまわれたり、日射病にかかたり、しつこいシツシンにかかたりします。これは結局、からだの抵抗力が弱まるからで、疲れすぎないこと、食事に気をつけることが第一です。

冬物衣料の手入れ
冬物の衣料の手入れを、この暑いさかりにするのは、いかにもおつくろいしようが、これも主婦のつとめといえます。その一つに、ふとんわたの打ち直しがあります。ついでにふとんがわを洗濯しておきましょう。

毛糸のあみものなど、よそへ注文するならば、いまがいちばんいい時です。仕事もいねいにしてもらえます。

夏物衣料一掃の売り出しがどこの商店街でも見られますがコタツぶとんのカバーなどもこんな機会

に見つけますと、やすあがりて、案外シヤレたものができます。また男物の洋服などは、夏にはいる前の二、三割の値段で買える場合もあります。家計にとらみあわせてほんとうの必需品をメモして、じょうずな買物を……。

疲労の回復にとめましよう
八月にはいるとはげしい労働からの疲労と、暑さのための体力消耗から、病気になる人が特に多くなります。

そこで、夏はまず疲労の回復とからだの養生を第一にし、栄養の補給などつぎの点に注意するようにしましょう。

夏バテを回復するようにつとめること、これから秋口にかけての体力回復には栄養価の高いもの、油分の多い食べ物をとることが第一です。

こういうと値段の高いものを想像しながら、しかも油つこく感じない手ごろな、たとえばマヨネーズ、なつとう、卵、がんもどき、それに粉ミルクやココア、チョコレートなどもじゅうぶんに利用することです。

このほか夏の栄養食品として案外忘れられているのが海藻の価値です。とくにワカメは牛肉にくらべてタンパク質こそ半分で肉がカルシウムなども豊富です。ノリにしてもあらゆる点でウナギ以上の栄養価があります。

夏ミカン、梅ぼしなどをとることとビタミンの補給だけでなく、米食を主にした、かたよつた食生

活を是正する手近かな方法でもあり、疲労の回復にも有効です。

夏家具をしまよう
八月も下旬をすぎたらそろそろ秋を迎える準備を……。網戸、スダレ、レースのカートンなどから片づけていきましよう。網戸はサランと金網があまりましようが、いづれも中性洗剤でハケ洗いで、かげぼしにしてからしまつて下さい。ビニールのスダレも中性洗剤でハケ洗いがよいが、竹製のものは、水に長くつけると、そつたりして、くるつてきます。これもかげぼしにすること。

レースカーテンは糸の力が弱いから、洗い方、干し方に十分注意が必要です。たたんだまま中性洗剤でタタキ洗いにし、すすぎも、しぼるのもたたんだままで、合成のりをつけて干します。なまかわきのとき形をととのえてアイロンをかけて仕上げます。

台風は台風の季節ともいえます。八月は台風の季節ともいえます。「天災は忘れたころにやってくる」とは科学者寺田寅彦の言ったことですが、このごろでは忘れずにやつてくるようです。日本のどこかでかならず大きな被害があります。

台風は北西アジア大陸の防波堤の役目を果たしている日本列島の宿命とも言えるでしょう。

台風・タイフーン(英語)「いちよつと語呂が似ているので外来語かと思われませんが、この台風の大半が台湾のほうから上陸するので台風と名づけられたといわれます。

一家平泰

森比呂志



わが国では風速十七メートル以上のものを台風と呼んでいます。また一秒間に二十五メートル以上の風が吹いている範囲を暴風圏としています。この二十五メートルの風速は、平方メートル当たり六十二キロの圧力がかかるといわれます。いわば米だわらをつつ、雨戸にぶつ付たほどの力です。これがまともによつてくるのですから家や立木、その他に多くの被害が出るわけです。

そればかりでなく、津波、高潮高波、こう水、地すべり、がけずれなどの災害をとまいません。この台風シーズンにまず心得ておきたいことは、

① 新聞、ラジオ、テレビの台風予報に注意する。

② 保存食糧の確保、玉ねぎ、ジャガイモ、ハム、インスタント食品、カンズメ、ビスケット生やさいなどを用意する。

③ ガラス戸などガタつくところに、古ハガキ、新聞紙などをはさんでおくこと。場合によつては家に支柱を立てる。

④ 懐中電灯、ローソクを用意する。

⑤ 出水にそなえて避難場所をきめておく。

その他万全の処置を日ごろから考へておくことがたいせつです。
落雷事故
夏の風物詩かみなりなどと言つていろいろいいようですが落雷して、人がなくなつたり、火災をおこしたりするとのんびりしてはいられません。夏になるとム

クムクとわき起る入道雲の中に、電気ができて、その量が大きくなると、その雲の中はいろいろきれなくなつて、他の雲や地面との間で放電し、中和しあふ。その時イナビカリや雷鳴を出す。ところがなげ雲の中に電気ができるか、なげ地上との間に放電するのまだ解明できないようです。

この事故をふせぐには、原則として、放電のときに、電気がいちばん流れやすい道を作つておくことです。そこでなるべく高いものにはアースをつけて、電気を早く地面へ逃がしてやることです。避雷針はこの原理から考えられたものです。また、身近かに金物類をおかないこともたいせつです。

家の中にいる場合も、なるべく柱や壁から遠ざかり、室の中央にいるとよい。カヤの中が安全というのは、カヤが安全なのではなく、ナヤにはいれば、柱やかべから遠くにいることによるのです。

屋外では、くぼんだところがよく、くわなどの農機具は遠くへほうりだし、時計もはずしておく。水の中では頭だけ水の上に出しておく……。

テレビ、ラジオは、かならずソケットをはずしておき、万全を期するならば、テレビのフイターをはずして、屋外へ出して置いて逃げ道を作つておくこともいいでしょう。
感電事故防止について
年々感電事故が増加の傾向にあり、特に建築現場における事故、学童生徒の感電が目立つていま

す。これの防止のため特に次の点に注意して下さい。
一、配電線に近接し、または近接のおそれのある場所での作業に ついて。
(1) 作業着手前に、板など適当と考へられるもので配電線と作業現場の間に防護壁を設けるとともに危険標示をすること。
なお、高圧線に對しては電気工事業者が依頼し、絶縁性の充分な電線絶縁管(ラインシールド)を装着すること。また装着に際しては、電力会社の立会を必要とするので事前にその旨連絡すること。
(2) 作業監視員を立てること。
作業者は、作業にかゝる前に

夏季は、人心のゆるみや、過勞に基因する居眠り運転や酒のみ運転による交通事故が多く発生し、また各学校が夏休みに入り学童などの路上あそびが多くなるなどの悪条件が重なるので、毎年七月八月は一年中で最も交通事故の多い期間です。
一、酒のみ運転について
秋田県内における酒のみ運転事故は、昨年中四〇八件も発生し、交通事故総数の約十五%を占めています。また交通事故による死亡者一〇一人のうち二十五%にあたる二十六人がこの酒のみ運転によるものです。

▽交通事故を防ぎましょう△

自分や家族、知人をこのようないふ「飲まなければ」ということにつとめて下さい。

まず服装をただす習慣をつけ、保安帽、作業衣、はき物を正しく着用し、腕やすねを露出しないようにする。
なお、雨天または発汗時等の服装には特に注意すること。
二、停電時における無断昇柱について
変圧器あるいは引込線(キヤッチホルダー)のヒューズ切れなどのため停電した際に電力会社に連絡せず多少電気知識を持つた人やラジオ修理人、内線工事業者、電気工事に従事したことのある労働者などが無断で昇柱して感電している場合がありますので、このようないふ「飲まなければ」ということにつとめて下さい。

① 飲酒の理由につきあいで、自ら進んで、職務上の関係で、商談のため、友人等にすすめられて等が大いいものです。
② 飲酒の場所―知人宅で、料飲食店で、取り引き先で、自宅等で最も多い。
③ 人体とアルコールの影響
(一) 神経中枢を麻痺して運転者の識別力をへらす。
(二) 視界がせまくなる。
(三) 普通は両手を一直線に平らにあげた範囲の物が見える。
(四) ビール二杯位位アルコールをとると視界は半分位にせまくなります。

① 普通は二杯位位アルコールをとると視界は半分位にせまくなります。
(2) 普通は二杯位位アルコールをとると視界は半分位にせまくなります。
(3) 普通は二杯位位アルコールをとると視界は半分位にせまくなります。
(4) 普通は二杯位位アルコールをとると視界は半分位にせまくなります。

(3) 色の識別がボンヤリとなる
とくに赤(危険信号)の見えが悪くなる。
(4) 視神経が麻痺して両眼の共同作業がうまくいかなくなる。
普通の状態だと脳中枢からプレキをかけた命令が出て、手足がこれに応答するまで一秒の五分の一の時間を要するが、ビール二杯位位位アルコールが入るとその時間が長くなって五分の四秒かかります。
二、学童、幼児の事故防止について
(1) 夏休みに入ると学童幼児の路上遊びが急増するので、保護責任者には、幼児のひとり歩きや、路上遊びをさせないこと。鉄道路線内に立ち入りさせないこと。また幼児のひとり歩きや路上遊びを見たら、みんな注意すること。
(2) 夏休みの子どもの遊び場を確保するため、児童遊園地の整備、および学校の運動場、その他公共施設で利用可能なものの開放につとめること。
(3) 車両の運転者は、子どもを路上で発見したときは、除行または、停止し安全を確認してから通過すること。
(4) 各学校は夏休み中の児童生徒の生活指導面でも交通事故防止の精神を徹底させること及び交通ルールの実践を習慣づける行事を開催すること。
三、道路を広く、正しく使用する。
交通の障害となるような状態で自動車、自転車、その他の物件を放置しないこと。
商品、日除け等を路上に張り出さないこと。

(1) 夏休みに入ると学童幼児の路上遊びが急増するので、保護責任者には、幼児のひとり歩きや、路上遊びをさせないこと。鉄道路線内に立ち入りさせないこと。また幼児のひとり歩きや路上遊びを見たら、みんな注意すること。
(2) 夏休みの子どもの遊び場を確保するため、児童遊園地の整備、および学校の運動場、その他公共施設で利用可能なものの開放につとめること。
(3) 車両の運転者は、子どもを路上で発見したときは、除行または、停止し安全を確認してから通過すること。
(4) 各学校は夏休み中の児童生徒の生活指導面でも交通事故防止の精神を徹底させること及び交通ルールの実践を習慣づける行事を開催すること。
三、道路を広く、正しく使用する。
交通の障害となるような状態で自動車、自転車、その他の物件を放置しないこと。
商品、日除け等を路上に張り出さないこと。

(1) 夏休みに入ると学童幼児の路上遊びが急増するので、保護責任者には、幼児のひとり歩きや、路上遊びをさせないこと。鉄道路線内に立ち入りさせないこと。また幼児のひとり歩きや路上遊びを見たら、みんな注意すること。
(2) 夏休みの子どもの遊び場を確保するため、児童遊園地の整備、および学校の運動場、その他公共施設で利用可能なものの開放につとめること。
(3) 車両の運転者は、子どもを路上で発見したときは、除行または、停止し安全を確認してから通過すること。
(4) 各学校は夏休み中の児童生徒の生活指導面でも交通事故防止の精神を徹底させること及び交通ルールの実践を習慣づける行事を開催すること。
三、道路を広く、正しく使用する。
交通の障害となるような状態で自動車、自転車、その他の物件を放置しないこと。
商品、日除け等を路上に張り出さないこと。

(1) 夏休みに入ると学童幼児の路上遊びが急増するので、保護責任者には、幼児のひとり歩きや、路上遊びをさせないこと。鉄道路線内に立ち入りさせないこと。また幼児のひとり歩きや路上遊びを見たら、みんな注意すること。
(2) 夏休みの子どもの遊び場を確保するため、児童遊園地の整備、および学校の運動場、その他公共施設で利用可能なものの開放につとめること。
(3) 車両の運転者は、子どもを路上で発見したときは、除行または、停止し安全を確認してから通過すること。
(4) 各学校は夏休み中の児童生徒の生活指導面でも交通事故防止の精神を徹底させること及び交通ルールの実践を習慣づける行事を開催すること。
三、道路を広く、正しく使用する。
交通の障害となるような状態で自動車、自転車、その他の物件を放置しないこと。
商品、日除け等を路上に張り出さないこと。

